

# 高砂市障害者日常生活用具給付事業実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、高砂市地域生活支援事業に関する規則（平成18年高砂市規則第44号）に規定するもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第6号に規定する地域生活支援事業として、地域生活支援事業実施要綱（平成18年障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に定める規定に基づき、重度障害者等に対し、自立支援用具等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付（以下「給付」という。）する事業を実施することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

## (給付の対象者)

第2条 用具の給付対象者については、当該用具を必要とする在宅障害者（児）で、別表の「障害及び程度」欄に該当し、かつ本市が援護を実施する者とする。ただし、用具の給付対象者は、障害者本人又は世帯員のうち市民税所得割の最多納税者の納税額が46万円未満である者とする。

2 在宅以外の障害者については、施設等で準備すべき用具でない場合は、必要性を調査のうえ対象者とするができる。

## (用具、給付の範囲)

第3条 用具の範囲については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具（平成18年厚生労働省告示第529号）に定めるものとする。ただし、居宅生活動作補助用具（住宅改修費）については、高砂市住宅改造助成金交付要綱（平成15年4月1日施行）により実施する。

2 用具の給付の対象となる範囲は、別表の「種目」欄に掲げるものとする。ただし、次の各号に掲げるものは給付対象としない。

(1) パーソナルコンピュータ本体

(2) 既に給付を受けている用具と同一の用具を再交付する場合は、前回の給付日より別表の「耐用年数」欄に規定する期間を経過していない場合。ただし、当該期間を経過する以前に修理不能等により用具の使用が困難になった場合は、この限りではない。また、当該期間を経過した後においても修理不能の場合若しくは再交付の方が部品の交換よりも真に合理的・効果的であると認められる場合又は操作機能の改善等を伴う新たな機器の方が身体障害者の用具の使用効果が向上する場合に限り、再交付することができる。

3 前項に規定する種目のうち、「点字図書」の取扱いは、点字図書給付取扱要領（平成18年10月1日施行）に定める。

## (給付の申請)

第4条 用具の給付を受けようとする障害者又は障害児の保護者（以下「申請者」という。）は、「日常生活用具給付申請書」（様式第1号）に希望用具の見積書等を添付し、福祉事務所に提出するものとする。

## (給付の決定)

第5条 福祉事務所長は、前条の規定による申請を受理したときは、「日常生活用具給付調査書」（様式第2号）により申請者の身体的状況、経済状況、家庭環境等を調査のうえ、用具の給付を行うか否かについて決定し、用具の給付を決定した場合は、「日常生活用具給付決定通知書」（様式第3号）を通知するとともに、「日常生活用具給付券」（以下「給付券」という。）（様式第5号）を交付し、

用具の給付を却下した場合は、「却下決定通知書」(様式第4号)を申請者に通知する。

(用具の給付基準額)

第6条 用具の給付に要する費用は、別表の「基準額」欄によるものとする。ただし、「基準額」を超える費用については申請者の自己負担とする。

(代理受領)

第7条 この事業の費用負担は、高砂市地域生活支援事業に関する規則第5条に規定する代理受領により行うものとする。

(費用の負担及び支払)

第8条 給付券の交付を受けた申請者は、用具納入業者(以下「業者」という。)に給付券を提出し、次項により算出した額を自己負担額とし直接業者に支払わなければならない。

2 申請者が、前条の規定により支払う費用の額の基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条に基づく補装具費の支給の例による。ただし、点字図書における費用の額の基準は、一般図書の購入相当額とする。

3 障害児が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条に規定する補装具費の支給とこの事業による給付を同月に受けたときは、それぞれの月額負担額を合算し、この事業において負担月額上限を超えない範囲で算定する。

4 同一月内に同一世帯の2人以上の者に用具を給付する場合の費用の額は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第4項の規定に準じ、それぞれの月額負担額を合算し負担上限月額を超えない範囲で算定する。

5 第1項により給付券の提出を受けた業者は、申請者に用具を配布した後、給付券を添えて、給付に必要な用具の購入に要する費用(基準額を超える場合は基準額)から用具の給付を受けた申請者が第1項の規定より支払った額を控除した額を福祉事務所長へ請求するものとする。

6 福祉事務所長は、前項の請求により、審査のうえ支払うものとする。

(用具の購入)

第9条 福祉事務所長は、申請者が業者を指定する場合は、その業者より用具を購入するものとする。ただし、指定がない場合又は価格に疑義がある場合は、複数の業者の見積書を徴収し、低廉な価格を示した業者より購入するものとする。

(業者の登録)

第10条 前条に規定する業者は、高砂市に指定登録されている業者とする。ただし、指定登録していない業者であるときは、福祉事務所長は、指定登録の申請に類する書類の提出を受け、その可否を決定するものとする。

(排泄管理支援用具の特例)

第11条 福祉事務所長は、重度障害者(児)等の申請の手続きの利便を考慮し、排泄管理支援用具については、次のとおり給付券を一括交付することができるものとする。

(1) 暦月を単位として2箇月ごとに給付券1枚を交付する。

(2) 別表の基準額(月額)の範囲内で1箇月に必要とする排泄管理支援用具に相当する額の2倍(2箇月分)の額を給付券1枚に記載して交付する。

(3) 給付券は、申請1回につき3枚(半年分)まで一括交付することができる。

(4) 前条に規定する費用の負担については、給付券1枚に記載された数量に相当する給付額について行うこととする。

(交付決定の取消)

第12条 福祉事務所長は、申請者が次の各号に該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 給付事業以外の用途に使用したとき。
- (4) 他人に譲渡、交換、転貸し又は担保に供したとき。
- (5) 偽りその他不正な手段により給付を受けたとき。

(返還)

第13条 福祉事務所長は、前条の各号により取り消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に給付が行われているときは、その返還を命ずることができる。

(給付台帳の整備)

第14条 福祉事務所長は、用具の給付の状況を明確にするため、「日常生活用具給付台帳」(様式第6号)を整備するものとする。

(その他)

第15条 本要綱の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日までに、身体障害者福祉法又は児童福祉法の規定による日常生活用具の給付に関する契約をしていた業者は、第10条の登録があったものとみなす。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。(第2条納税額 50万円⇒46万円に変更)

附 則

この要綱は、平成20年10月20日から施行する。(別表・頭部保護帽の給付対象者に精神障害1級を追加)

附 則

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。(別表に「これに準ずる世帯」の要件追加)

附 則

この要綱は、平成22年2月17日から施行する。(別表に「テープレコーダー」の基準額を追加)

附 則

この要綱は、平成23年3月3日から施行する。(第3条のテープレコーダー給付によるポータブルレコーダー給付規制の項目を削除、別表の「テープレコーダー」を削除)

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。(障害者自立支援法一部改正による題名の変更、別表の給付対象者に難病患者等を追加。)

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。(国地域生活支援事業実施要綱の別記番号以下の説明を削除)

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。(別表に「大活字図書」を追加)

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。(様式第3号、第5号の文言変更)

附 則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。(別表中、パルスオキシメーターの耐用年数の変更)

附 則

1 この要綱は、令和元年8月1日から施行する。(別表中、紙おむつの障害及び程度(対象者)の変更及び視覚障害者用拡大読書器の種目変更)

2 この要綱による改正後の高砂市障害者日常生活用具給付事業実施要綱の規定は、この要綱の施行日以後の申請に係る用具の給付について適用し、同日前の申請に係る用具の給付については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。(別表中、スチーム装具の基準額の変更)

2 この要綱による改正後の高砂市障害者日常生活用具給付事業実施要綱の規定は、この要綱の施行日以後の申請に係る用具の給付について適用し、同日前の申請に係る用具の給付については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、令和2年11月1日から施行する。(別表中、入院中に自費でスチーム装具を購入している者について支給対象者に含める。また、紙おむつの支給対象者の要件について追記)

2 この要綱による改正後の高砂市障害者日常生活用具給付事業実施要綱の規定は、この要綱の施行日以後の申請に係る用具の給付について適用し、同日前の申請に係る用具の給付については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。(様式から押印を削除)

附 則

1 この要綱は、令和4年8月1日から施行する。(別表中、ネブライザー(吸入器)及び電気式たん吸引器について、対象者の確認方法を給付品目注記に追記。様式の誤記及び年号の修正)

2 この要綱による改正後の高砂市障害者日常生活用具給付事業実施要綱の規定は、この要綱の施行日以後の申請に係る用具の給付について適用し、同日前の申請に係る用具の給付については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。(別表「人工呼吸器・電気式たん吸引器用自家発電機又は蓄電池等」を追加)